

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

八戸市立小学校及び中学校の夏季休業日を変更するためのものである。

- ・各学校における教育課程編成の工夫等により、年間の必要な授業時間数が十分に確保されている状況であることから、小・中学校の夏季休業日の期間を変更することで熱中症を防ぎ、児童生徒の健康を保持することを目的とする。

2 改正の内容

第3条第1項第4号中「7月22日から8月23日」を「7月27日から8月28日」に改める。

- ・夏季休業日

(改正前) 7月22日から8月23日まで 33日間

(改正後) 7月27日から8月28日まで 33日間

※冬季休業日の変更は行わない。

3 施行時期

令和6年4月1日

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価報告書の概要について

1 作成の趣旨

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき作成

【第26条第1項】

教育委員会は、毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 評価対象

- ・第2期八戸市教育振興基本計画の施策の体系に基づき、令和4年度に教育委員会が実施した小施策を対象とし、32項目を評価

3 評価方法

- ・施策主管課が実施状況等をまとめ、次の3段階で評価

評価区分	評価基準
↗	想定以上の効果・成果が得られた。
→	概ね想定どおりの効果・成果が得られた。
↘	想定どおりの効果・成果が得られなかった。

4 各施策の評価結果

大施策	評価項目数	評価		
		↗	→	↘
1 社会を生きるための力の育成	10	5	5	0
2 学びのセーフティネットの構築	6	2	4	0
3 学校教育をめぐる環境の充実	6	0	6	0
4 生涯を通じて学べる環境の充実	4	0	4	0
5 文化財等の保護の推進	6	1	5	0
合計	32	8	24	0

5 学識経験者からの総評の主な内容

(1) 高谷 信行

- ・今回「想定以上の効果・成果が得られた」と評価された小施策は8項目となり、そのうち新たに当該評価となった5項目「校種間連携の推進」、「国際理解教育・英語教育の推進」、「体験学習の推進」、「防災教育の推進」、「多様な対応が必要な子どもへの支援」については、まさにコロナ下で様々な制約があった中で、その実施内容に相違と工夫を凝らしながら、子どもの教育活動を十分に展開してきたものと思われる。
- ・今後は、従来の施策をさらに見直した上で、地域の実情に即した対策の検討が必要である。
- ・子どもたちが安心・充実した学校生活を送ることができるとともに、あらゆる世代がいきいきとかがやく教育の実現に向けて、引き続きの取組みをお願いしたい。

(2) 木村 一夫

- ・「想定以上の効果・成果が得られた」と評価された8項目のうち、「読書教育の推進」、「特別支援教育の充実」、「史跡の整備活用の推進」は、昨年度に引き続き当該評価となっており、八戸市の財産が世界に向けて発信されていることの表れであり、教育現場における児童生徒や保護者に関わるスタッフの資質向上のための研修や人的配置の増員は、教職員へのサポートとなり、子どもたちの成長を強く後押ししている。
- ・昨年度に比べて今年度の評価が大きく高まった要因の一つに、教育現場・教育行政・各種関係機関の様々な形での「連携」が事業の活性化を推進したものと考えている。今回の点検評価で改めて実効性の高さが明らかになった。その他の連携も含めて、これまでどおりの柔軟な取組みを期待している。
- ・評価について、数値目標に照らし合わせたものと並行して教育現場や市民からの声も掲載できないものか。また、事業内容について、教育現場や市民のニーズや要望を受けて変えたものがあればそれを明記できないものか。それによって、子どもを含めた市民全体との「連携」が進むような気がする。

(3) 川本 菜穂子

- ・今回の評価報告書から、SDGsを意識した教育の在り方、ICT対応、経済的配慮やコロナ禍を経た施策の変更など、教育現場での積極的な取組みの実施が読み取られると同時に、児童生徒をとりまく保護者、教職員、地域の方々の連携の強化も進んでいるようだ。
- ・美術館やYSアリーナの整備により、人の動き、芸術・文化・スポーツへの魅力も増してきているが、市民が集い学び活動する公共施設については、建物や設備の補修の多さが目立つ。安全で魅力的な施設への思い切った建直しが必要な時に来ているのではないか。
- ・子ども達の成長に必要な学習の機会の提供から、社会と教育現場のつながりの強化、学校以外の学習の場の提供、多様な児童生徒が安心して過ごせる居場所づくり、衣食住に困窮している家庭への支援など、行政と社会が一緒になり支援の枠を広げる必要がある。